

教員研究旅費配分基準の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置及び学生相談支援センターの名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

19.12.26 教育・研究経費の配分に関する専門委員会 承認/19.12.27制定 (事務局長決裁)

改 正				現 行					
〔省略〕				〔省略〕					
別表				別表					
区 分		配分係数	該当数	区 分		配分係数	該当数		
1	各学系長, 附属図書館長	1.2	5	1	各学系長, 附属図書館長	1.2	5		
2	A	教育実践研究支援センター長, 国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長	0.7	3	2	A	教育実践研究支援センター長, 国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長	0.7	3
	B	環境教育実践施設長, 留学生センター長	0.6	2		B	環境教育実践施設長, 留学生センター長	0.6	2
	C	保健管理センター所長, 情報処理センター長, 現職教員研修支援センター長, <u>学生相談センター長, 学生キャリア支援センター長</u>	0.5	4		C	保健管理センター所長, 情報処理センター長, 現職教員研修支援センター長, <u>学生相談支援センター長</u>	0.5	4
3	講座及び施設・センター所属教員	1.0	現員	3	講座及び施設・センター所属教員	1.0	現員		
<p><u>附 則</u> この基準は、平成19年12月27日から施行し、平成19年10月1日から適用する。</p>									